

作詞・作曲請負および使用許諾基本契約書（案）

株式会社ジェナジー（以下、甲という）と、株式会社〇〇〇〇（以下、乙という）とは、〇〇〇〇〇〇作詞及び／又は作曲製作業務を甲が乙より請負、甲が乙に対して当該著作物の使用を許諾することに関し、以下の通り基本契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、甲が乙に対して製作業務を委託して得られた成果物（以下、本成果物という）とは、甲が乙より請負、甲が著作権を保有または管理する著作物（以下、本著作物という）をいう。

第2条（目的）

1. 乙は甲に対し、本著作物に係る製作業務（以下、本業務という）を委託し、甲はこれを受託する。
2. 甲は乙に対し、本著作物を各種演奏装置での再生、Web上での再生、電話の保留音等での再生等、及びリクルート活動の手段、各種CM、社内行事等、その他企業活動での活用、業務用に提供すること（以下、本利用という）を許諾する。

第3条（保証）

1. 乙は甲に対し、本業務開始前であって、本著作物製作以前に何らかの著作権者が存在し、編曲、編集など新たな著作物を製作する製作業務を依頼する場合には、当該著作権者およびその他すべての権利者（総称して以下、著作権者等という）と予め契約を取り交わし、あるいは承諾を得る等して、甲の本業務に関して著作権者等から何らの異議申し立ても発生しないことを保証するものとする。
2. 甲は乙に対し、本業務開始前に本著作物の著作権者およびその他すべての権利者（総称して以下、著作権者等という）と予め契約を取り交わし、あるいは承諾を取得する等して、乙の本利用に関して著作権者等から何らの異議申し立ても発生しないことを保証する。
3. 甲は乙に対し、本著作物が第三者の所有権、著作権、著作者人格権、著作隣接権および意匠権を含むいかなる権利も侵害していないことを保証する。
4. 甲は、本著作物につき、第三者から前三項にいう権利その他の権利の侵害を理由とし又は、その他理由の如何を問わず、何らかの請求がなされた場合には、甲の負担により乙を免責し、乙がいかなる損失、損害も蒙る事のないようにするものとする。

第4条（報告義務）

甲は、本著作物の制作に関する進捗状況について、乙の必要に応じ、その都度乙に報告

するものとする。

第5条（本著作物の検収）

1. 乙は、甲が納入した本著作物の検収を行い、検収の合否を納入後、速やかに書面にて甲に通知するものとする。
3. 本著作物が第2項の検収終了前に滅失または毀損した場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、当該損害が乙の責に帰する場合はこの限りではない。

第6条（本業務委託の対価）

1. 本業務委託の対価および支払い方法は、本契約書に添付の本業務スケジュールに従い、歌詞案、デモ音源楽曲を2曲提案し1曲に決定儀、終了後に半金、さらに、検収終了後、毎月〇〇日締め、〇月〇日までに支払うものとする。
2. その他、本業務委託の対価および支払い方法は発注書、発注請書などを含む個別契約に定めた場合には、個別契約を優先する。

第7条（権利の帰属）

本著作物の著作権および所有権は甲または著作権者等に帰属する。

尚、本契約に基づいて、甲より製作され、乙の検収終了後、乙が甲から本著作物の使用許諾中に、甲又は乙の申し出により、当該著作権及び所有権について甲から乙への権利移転が提案された場合には、甲乙協議の上、権利移転条件を決定の上、別途締結された契約に基づいて甲から乙に移転される。

第8条（権利義務譲渡等の禁止）

甲および乙は、本契約に基づき生じた権利または義務を事前の相手方の書面による承諾なしに、第三者に譲渡し、あるいは担保に供してはならない。

第9条（守秘義務）

甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約に関して知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第10条（解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反したときまたは本契約を継続することができない重大な背信行為があったときは、相当の期間を定めて催告のうえ、かかる期間内にかかる違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。本項の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
2. 甲または乙は相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方に対する催告手続きを要しないで本契約を解除することができる。この場合、甲または乙が損害を被ったときは、相手方は遅滞なく損害を賠償しなければならない。
 - ①甲または乙が支払いの停止となり、または破産、民事再生、会社整理、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - ②甲または乙が不渡り手形を出したり、または、銀行から取引停止処分を受けたとき。
 - ③甲または乙が監督官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - ④甲または乙が差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申し立てを受け、または公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - ⑤甲または乙が、資本減少・合併・解散・営業の廃止あるいは営業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議を行いまたは資産・信用もしくは事業に重大な変更を生じたとき。
 - ⑥前各号のいずれかの事由が発生する合理的な理由があると甲または乙が判断し、その旨の通知を相手方に発送したとき。
2. 乙に本条第1項または第2項の各号の一が生じ、本契約が解除された場合、甲は乙が甲に支払った金員を乙に返還しない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約または個別契約に違反した相手方の責任により損害を蒙った場合には、相手方にその損害賠償を請求できるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄の裁判所とする。

第13条（協議）

1. 本契約に関して疑義または事情変更が生じた場合、あるいは本契約に定めのない事項が生じた場合には、甲および乙は、信義誠実の原則に従って協議のうえ解決を図る。
 2. 本契約に関して補足または修正等を行う場合、書面をもって実施する。
- （以下余白）

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所：

甲 名称：株式会社ジェナジー
代表取締役 井手 次郎

住所：

乙 名称：